

# 京都大学事務本部分課規程

## 第一 総則

第一条 この規程は、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）第三十九条の規定に基づき、京都大学事務本部における課等の所掌事務を定めるものとする。

## 第二 総務部

### （総務課）

第二条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に関すること。
- 三 儀式その他重要な行事に関すること。
- 四 機密に関すること。
- 五 文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。
- 六 本学の制度及び組織に関すること。
- 七 学則その他の規程等の制定及び改廃に関すること。
- 八 大学図書館に関すること。
- 九 その他他の部、課等の所掌に属しない事務を処理すること。

### （広報課）

第三条 広報課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 情報の発信に関すること。
- 二 広報刊行物の発行及び配布に関すること。
- 三 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- 四 その他広報に関し、連絡調整すること。

### （社会連携推進課）

第四条 社会連携推進課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 公開講座等に関すること。
- 二 百周年時計台記念館に関すること。
- 三 本学の同窓会組織に関すること。
- 四 総合博物館に関すること。
- 五 その他社会との連携に関し、連絡調整すること。

### （事務改革推進室）

第五条 事務改革推進室においては、次の事務をつかさどる。

- 一 事務合理化、効率化に係る企画立案及び連絡調整に関すること。
- 二 事務組織の改革及び事務職員の再配置に係る企画立案及び連絡調整に関すること。

### （企画部）

### （企画課）

第六条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。
- 三 自己点検・評価に関すること。

四 国立大学法人評価委員会、認証評価機関等による第三者評価に関すること。

第四 人事部

(職員課)

第七条 職員課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 就業規則に関すること。
- 二 勤務評定に関すること。
- 三 懲戒、服務等に関すること。
- 四 勤務時間、休暇等に関すること。
- 五 共済組合の長期給付及び退職手当に関すること。
- 六 栄典及び表彰に関すること。
- 七 労働組合に関すること。
- 八 その他人事に関する事務で人事課の所掌に属しない事務を処理すること。

(人事課)

第八条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 任免等に関すること。
- 二 給与に関すること。
- 三 定員管理に関すること。
- 四 人事記録に関すること。
- 五 財務部

(財務課)

第九条 財務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 予算及び決算に関すること。
- 三 財務諸表等の作成に関すること。
- 四 計算証明に関すること。
- 五 会計関係の公印の管守に関すること。
- 六 会計諸規程に関すること。
- 七 その他会計に関する事務で出納課、契約課及び資産管理課の所掌に属しない事務を処理すること。

(出納課)

第十条 出納課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 収入及び支出に関すること。
- 二 資金及び債権の管理に関すること。
- 三 給与等の経理に関すること。
- 四 所得税等に関すること。
- 五 共済組合に関すること（人事部の所掌に属するものを除く。）。

(契約課)

第十一条 契約課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 事務本部（情報環境部及び共通教育推進部を除く。）並びに環境保全センター、国際交流センター、総合博物館、保健管理センター、カウンセリングセンター、大学図書館及び埋蔵文化財研究センター（以下「事務本部等」という。）の経理に関すること（出納課及び施設・環境部の所掌に属するものを除く。）。

二 特定調達契約及び一括契約に関すること。

三 競争参加資格に関すること。

四 共通経費に関すること（施設・環境部の所掌に属するものを除く。）。

五 事務本部等の旅費及び謝金の経理に関すること。

六 事務本部等の科学研究費補助金及び寄附金の経理に関すること。

（資産管理課）

第十二条 資産管理課においては、次の事務をつかさどる。

一 固定資産その他資産に関すること。

二 不動産の取得等に関すること。

三 宿舍等に関すること。

四 学内の警備取締りに関すること。

五 学内の防火に関すること。

六 財産保険に関すること。

第六 施設・環境部

（施設企画課）

第十三条 施設企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 施設・環境部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

二 施設整備、施設の維持保全、環境対策及び労働安全衛生に係る予算の経理に関すること。

三 工事等の入札及び契約に関すること。

四 その他施設・環境部の所掌事務で施設整備課、施設活用課及び環境安全課の所掌に属しない事務を処理すること。

（施設整備課）

第十四条 施設整備課においては、次の事務をつかさどる。

一 施設整備工事の実施に関すること。

二 その他施設整備に係る技術的専門事項に関すること。

（施設活用課）

第十五条 施設活用課においては、次の事務をつかさどる。

一 施設の維持保全、有効活用及び点検・評価に関すること。

二 電気、ガス、水等のエネルギーの需要管理に関すること。

三 その他施設活用に係る技術的専門事項に関すること。

（環境安全課）

第十六条 環境安全課においては、次の事務をつかさどる。

一 環境対策及び労働安全衛生に関し、総括し、及び連絡調整すること。

二 環境安全保健機構に関すること。

三 環境保全センターに関すること。

四 その他環境対策及び労働安全衛生に係る技術的専門事項に関すること。

（学生課）

第十七条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

一 学生の厚生補導及び課外活動に関し、総括し、及び連絡調整すること。

二 カウンセリングセンターに関すること（人事部の所掌に属するものを除く。）。

三 その他学生の厚生補導に関する事務で厚生課及び教務課の所掌に属しない事務を処理すること。

第十八条 (厚生課)  
一 学生 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

二 学生の奨学金に関すること。

三 学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関すること。

四 学生のアルバイト及び下宿のあつ旋に関すること。

五 学生の健康増進に関すること。

六 学生の厚生事業に関すること。

七 学生の就職に関すること。

八 保健管理センターに関すること。

九 その他学生の厚生福祉に関すること。

第十九条 (教務課)  
一 教務課 教務課においては、次の事務をつかさどる。

二 教務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

三 学生の身分に関すること。

四 学位に関すること。

五 その他教務に関すること。

第二十条 (入試課)  
一 入試課 入試課においては、次の事務をつかさどる。

二 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。

三 入学者選抜方法の改善に関すること。

四 大学入試センター試験の実施に関すること。

五 入学者選抜に係る情報提供に関すること。

六 その他入学者選抜に関すること。

第二十一条 (研究協力課)  
一 研究協力課 研究協力課においては、次の事務をつかさどる。

二 研究協力事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

三 研究員、内地研究員等に関すること(国際交流課の所掌に属するものを除く)。

四 科学研究費補助金その他補助金の交付申請、受入れ等に関すること。

五 寄附金の受入れに関すること。

六 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。

七 21世紀COEプログラムその他各種公募プロジェクトに関すること。

八 発明、特許権等の知的財産に関すること。

九 核燃料物質等に関すること。

十 国際イノベーション機構に関すること。

十一 その他研究協力及び国際交流に関する事務で国際交流課及び留学生課の所掌に属しない事務を処理すること。

第二十二条 (国際交流課)  
一 国際交流課 国際交流課においては、次の事務をつかさどる。

一 国際交流に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

二 海外渡航に関すること。

三 外国人研究者等の受入れに関すること。

四 政府間の科学技術協力事業その他国際協力研究に関すること。

五 文部科学省、日本学術振興会等の国際交流事業に関すること。

六 海外の研究者、教育研究機関等に対する情報提供に関すること。

七 国際交流推進機構に関すること（留学生課の所掌に属するものを除く。）。

八 その他国際交流に関する事務で他に属しないこと。

（留学生課）

第二十三条 留学生課においては、次の事務をつかさどる。

一 留学生に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

二 外国人留学生の受入れに関すること。

三 外国人留学生に対する指導助言その他各種補助に関すること。

四 国際交流会館および分館の管理運営に関すること。

五 学生の海外留学に関すること。

六 国際交流センターに関すること。

七 その他留学生に関する事務で他に属しないこと。

第九 情報環境部

（情報企画課）

第二十四条 情報企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 電子事務局に関すること。

二 業務用電子計算機システムの運用及び維持管理に関すること。

三 業務システムの企画、開発及び維持管理に関すること。

四 国立学校汎用システムの維持管理及び連絡調整に関すること。

五 事務本部等情報セキュリティに関すること。

六 情報環境機構に関すること（情報基盤課の所掌に属するものを除く。）。

七 情報基盤課

（情報基盤課）

第二十五条 情報基盤課においては、次の事務をつかさどる。

一 全国共同利用及び学内共同利用に関すること。

二 学術情報ネットワークシステム及び遠隔講義システムの運用及び維持管理等に関すること。

三 教育用コンピュータ及び語学システムの運用及び維持管理に関すること。

四 コンピューティングシステム及び学術情報データベースの運用及び維持管理等に関すること。

五 全学電子認証システムの運用及び維持管理に関すること。

六 全学情報セキュリティに関すること。

七 その他全学情報基盤の整備、維持管理等に関すること。

第十 共通教育推進部

（共通教育推進課）

第二十六条 共通教育推進課においては、高等教育研究開発推進機構及び高等教育研究開発推進センターに関する事務をつかさどる。

第十一 内部監査室

第二十七条 内部監査室においては、監事監査及び内部監査に関する事務をつかさどる。

第十二条 その他

第二十八条 第二条から前条までに定める課及び部における事務の分掌は、京都大学事務分掌規程（平成十七年九月十五日総長裁定）の定めるところによる。

附則

この規程は、平成十七年九月十五日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。